

証券コード 4499
2021年12月1日

株 主 各 位

東京都港区六本木四丁目1番4号
株 式 会 社 S p e e e
代 表 取 締 役 大 塚 英 樹

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年12月16日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第14期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

~~~~~

◎ 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては本招集ご通知には記載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://speee.jp/ir/>）に掲載しております。したがって、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

◎ 株主総会にご出席の株主様への、お土産のご用意はございません。

~~~~~

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「解き尽くす。未来を引きよせる。」をミッションとし、創業以来培ってきた、データ分析能力とテクノロジーを活かして、多様な産業領域のデジタルトランスフォーメーションを推進しております。

具体的にはデジタル化が進んでこなかった市場において生活者（消費者）と事業者を、デジタル化を通じて最適な形でマッチングすることを目指す不動産DX事業、データの利活用によって企業のマーケティングを高度化することを目指すマーケティングDX事業を運営しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令による外出自粛により、新規顧客開拓に対して一時的な影響が生じた一方、ビジネスにおけるオンライン活用の重要性が増したことでデジタル化の加速が生じ、当社グループの事業機会を拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高12,692,791千円（前連結会計年度比35.8%増）、営業利益1,137,237千円（同46.2%増）、経常利益1,191,252千円（同76.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益835,556千円（同104.9%増）となりました。

なお、当社グループでは、事業基盤の強化や拡大を積極的に目指していく中、各国の会計基準の差異にとらわれることなく企業比較が可能なEBITDA（税金等調整前当期純利益＋支払利息＋減価償却費＋のれん償却費）を経営指標として重視しており、当連結会計年度のEBITDAは1,254,626千円（同81.2%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。また、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

不動産DX事業

不動産DX事業は、デジタル化が進んでこなかった市場において、デジタル化を通じて生活者（消費者）と事業者を最適な形でマッチングすることを目指すとともに、デジタル化を前提とした事業者の業務効率化を図るためのDXソリューションを提供しており、「イエウール」「ヌリカエ」「ウェルネス」が属しております。

営業活動が堅調であることに加え、マーケティングDX事業で培ったWebアナリティクス技術を活用した結果、売上獲得に対する広告宣伝費の割合を低減させることにより、利益率の向上を達成しました。また今後の持続的な成長のため、各領域における新規事業（サービス）の展開へ向けて、ソフトウェア開発等に関する投資を強化しております。

この結果、売上高は5,915,474千円（前連結会計年度比66.9%増）、セグメント利益は872,011千円（同17.0%増）となりました。

マーケティングDX事業

マーケティングDX事業は、顧客企業のデータ資産を利活用し、マーケティング活動を高度化することを目指しており、「コンサルティングサービス」「広告運用」の2形態からなるサービスを提供しております。「コンサルティングサービス」においては、顧客企業におけるデジタルマーケティングの強化及びデータ活用意欲の高まりにより、案件獲得が堅調に推移しました。「広告運用」においては、顧客企業のデジタルマーケティング予算の増加に伴い、案件獲得が堅調に推移しました。

この結果、売上高は6,745,426千円（前連結会計年度比16.8%増）、セグメント利益は2,074,236千円（同24.4%増）となりました。

その他

その他には、「Data Platform事業」「ヘルスケア事業」が属しており、サービス拡販に向けて取り組む一方、引き続きサービス開発に注力しました。「Data Platform事業」においては、複数の異なるブロックチェーン間のインターオペラビリティ（相互運用性）実現に向け研究開発を進めてまいりました。また複数の実証実験を行ってまいりました。

この結果、売上高は31,890千円（前連結会計年度比16.1%増）、セグメント損失は282,144千円（前連結会計年度は428,410千円のセグメント損失）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 13 期 (2020年9月期) (前連結会計年度)		第 14 期 (2021年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
不動産DX事業	3,544,608千円	37.9%	5,915,474千円	46.6%	2,370,866千円	66.9%
マーケティングDX事業	5,775,650	61.8	6,745,426	53.1	969,776	16.8
その他	27,476	0.3	31,890	0.3	4,414	16.1
合計	9,347,734	100.0	12,692,791	100.0	3,345,057	35.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、117,842千円（無形固定資産を含む）であり、その主要内容は建物附属設備の取得13,405千円、工具、器具及び備品の取得56,069千円、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得48,368千円によるものであります。

なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2018年9月期)	第 12 期 (2019年9月期)	第 13 期 (2020年9月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売 上 高(千円)	7,165,064	7,420,781	9,347,734	12,692,791
経 常 利 益(千円)	165,254	189,956	674,814	1,191,252
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	226,495	21,853	407,714	835,556
1株当たり当期純利益 (円)	28.32	2.53	45.00	83.16
総 資 産(千円)	3,403,439	3,286,587	7,336,251	7,604,226
純 資 産(千円)	884,688	918,742	3,997,472	4,847,816
1株当たり純資産 (円)	103.81	105.34	403.58	480.01

- (注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しております。なお、第11期及び第12期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は2019年3月8日付で、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2018年9月期)	第 12 期 (2019年9月期)	第 13 期 (2020年9月期)	第 14 期 (当事業年度) (2021年9月期)
売 上 高(千円)	7,156,993	7,361,503	9,309,489	12,658,048
経 常 利 益(千円)	388,437	301,384	817,104	1,255,051
当 期 純 利 益(千円)	149,827	38,077	395,935	834,956
1 株当たり当期純利益 (円)	18.73	4.41	43.70	83.10
総 資 産(千円)	3,360,326	3,490,005	7,312,918	7,579,793
純 資 産(千円)	885,355	935,559	3,997,472	4,847,216
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	103.89	107.27	403.58	479.95

(注) 当社は2019年3月8日付で、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 D a t a c h a i n	100,000千円	100.0	その他
株 式 会 社 V e l o c i t y	1,000	100.0	不動産DX事業
株式会社ThinQ Healthcare	100,000	100.0	その他

(注) 前連結会計年度において連結子会社でありましたPT.SPEEE RECRUITMENT NUSANTARAは、重要性が乏しくなったため第1四半期連結会計年度より連結範囲から除外しております。また、全保有株式を、2021年9月30日付で売却しております。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①優秀な人材の採用と育成・活用

今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、採用の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。今後も優秀な人材の採用とさらなる育成に投資を行っていく方針であります。

②高い専門性を有する人材の確保

当社グループの継続的な事業拡大には、当社グループの経営理念に合致した志向性を持ち、かつ高い専門性を有する人材の確保と育成が重要であると認識しております。特にエンジニアやデータサイエンティストなどの採用においては、獲得競争が激化し、今後も人材確保には厳しい状況が続くものと予想されます。当社グループでは、採用方法の多様化をはじめ、教育や人材育成制度の確立などにより、人材の採用から定着に至るまでの体制準備を進めてまいります。

③技術革新への対応

当社グループは、データ分析技術を基盤として事業を展開しておりますが、新たなインターネット関連の技術革新やデータ分析技術の進歩に対してタイムリーに対応することが、今後の事業展開上重要な要素であると認識しております。そのために、Google LLCなどインターネット・サービス事業者の動向を把握し、その技術情報（動画広告技術やAI応用技術など）をいち早く入手すると同時に、それに対抗する独自の技術を開発することで、自社サービスの先進性やユニーク性を確保してまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用、内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

⑤情報セキュリティのリスク対応の強化

当社グループは、ウィルスや不正な手段による外部からのシステム侵入、システムの障害及び
 役員・パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き優秀な技術者の確保
 や、職場環境の整備及び社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

事業区分	事業内容
不動産DX事業	リアル産業のDXを推進するマーケティングプラットフォームを運営
マーケティングDX事業	データ活用によるマーケティングプロセスのDX推進コンサルティング

(6) 主要な事業所（2021年9月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
株式会社Datachain	東京都港区
株式会社Velocity	東京都港区
株式会社ThinQ Healthcare	東京都港区

(7) **使用人の状況** (2021年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
不動産DX事業	141 (56) 名
マーケティングDX事業	151 (19)
その他	16 (－)
全社 (共通)	64 (9)
合計	372 (84)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門等の報告セグメントに属していない使用人です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
356 (83) 名	48名増 (23名増)	29.4歳	2年7ヵ月

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	470,064千円
株式会社みずほ銀行	394,201

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 34,840,000株

② 発行済株式の総数 10,097,500株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は195,600株増加しております。

③ 株主数 1,485名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
大塚 英樹	2,745,700株	27.19%
株式会社P r i n t	2,510,000	24.86
久田 哲史	2,460,300	24.37
渡邊 昌司	775,300	7.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	215,800	2.14
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	177,200	1.75
野村信託銀行株式会社（投信口）	129,600	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	124,600	1.23
MS I P C L I E N T S E C U R I T I E S	87,600	0.87
BNY G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	67,500	0.67

（注）持株比率は自己株式（50株）を除いて計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	大 塚 英 樹	－
取 締 役	久 田 哲 史	データプラットフォーム事業部長 株式会社Datachain代表取締役
取 締 役	渡 邊 昌 司	医療・ヘルスケア事業部長 株式会社ThinQ Healthcare代表取締役
取 締 役	西 田 正 孝	経営管理本部長 株式会社Velocity取締役
取 締 役	田 口 政 実	デジタルトランスフォーメーション事業本部長 株式会社Velocity取締役
取 締 役	長 谷 部 潤	－
常 勤 監 査 役	大 川 勝 廣	ラルフローレン株式会社監査役 株式会社Datachain監査役
監 査 役	山 中 健 児	石寄・山中総合法律事務所代表パートナー
監 査 役	高 松 悟	高松公認会計士・税理士事務所代表 テモナ株式会社監査役

- (注) 1. 取締役長谷部潤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大川勝廣氏、監査役山中健児氏及び監査役高松悟氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大川勝廣氏は、長年にわたる経理業務及び他事業会社における監査役の経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役山中健児氏は、弁護士資格を有し、企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識を有しております。
5. 監査役高松悟氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上で予め定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び連結子会社の取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役はすでに本保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。本保険契約は2022年7月に更新予定であります。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社及び連結子会社の取締役

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)について填補されます。

4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方法

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

2. 本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、他社水準並びに当社の業績を考慮に入れ、総合的に勘案して決定しております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

4. 取締役個別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役大塚英樹氏がその具体的内容について委任を受けるものとしています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	109,950千円 (4,500)	109,950千円 (4,500)	—	—	6名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,920 (13,920)	13,920 (13,920)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	123,870 (18,420)	123,870 (18,420)	—	—	9 (4)

- (注) 1. 2009年12月25日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
2. 2009年12月25日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額100,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役大川勝廣氏は、ラルフローレン株式会社の監査役及び株式会社Datachainの監査役であります。なお、株式会社Datachainは当社の子会社であります。また、ラルフローレン株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山中健児氏は、石寄・山中綜合法律事務所の代表パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役高松悟氏は、高松公認会計士・税理士事務所の代表及びテモナ株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会等への出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長谷部 潤	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 大川 勝廣	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる他事業会社における監査役の経験及び見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 山中 健児	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 高松 悟	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,785,890	流動負債	2,208,242
現金及び預金	4,762,604	買掛金	506,060
受取手形及び売掛金	1,885,398	1年内返済予定の長期借入金	404,648
その他の	202,001	未払金	443,349
貸倒引当金	△64,113	未払費用	220,215
固定資産	818,335	未払法人税等	181,733
有形固定資産	132,551	賞与引当金	189,040
建物附属設備	70,471	その他の	263,194
工具、器具及び備品	62,080	固定負債	548,168
無形固定資産	148,234	長期借入金	459,617
ソフトウェア	124,293	資産除去債務	88,551
ソフトウェア仮勘定	22,262	負債合計	2,756,410
その他の	1,677	(純資産の部)	
投資その他の資産	537,549	株主資本	4,846,856
投資有価証券	67,680	資本金	1,371,572
繰延税金資産	130,682	資本剰余金	1,361,582
その他の	339,187	利益剰余金	2,113,893
		自己株式	△192
		その他の包括利益累計額	0
		その他有価証券評価差額金	0
		新株予約権	959
		純資産合計	4,847,816
資産合計	7,604,226	負債純資産合計	7,604,226

(2020年10月1日から)
(2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売上 売上 販売 営業 営業 受 投 為 有 そ 営 支 貸 そ 経 特 特 子 税 法 法 当 親	上	原	高		12,692,791
	上	利	価		4,760,044
	費	一	益		7,932,747
	及	般	費		6,795,509
	び	管	益		1,137,237
	業	理	益		
	外	収	益		
	取	利	息	11,610	
	業	組	合	運	16,137
	替	差	益	13,406	
	証	券	売	却	37,306
	の				16,435
	費				
	外	利	息		6,565
	払	金	繰	入	33,496
	引	当			820
	の				
利	利	益		1,191,252	
別	利	益			
資	産	売	却	1,800	
産	売	却	益		
損	損	失			
社	整	理	損	8,469	
整	期	純	利		
前	当	期	純	1,184,582	
期	純	利	益		
税	税	及	事	300,431	
人	税	等	業	48,595	
法	人	調	整		
法	税	等	調		
当	期	純	利		
期	純	利	益		
親	社	株	主		
会	社	株	主		
社	株	主	に		
株	主	に	帰		
主	に	帰	属		
に	帰	属	す		
帰	属	す	る		
属	す	る	当		
す	る	当	期		
当	期	純	利		
期	純	利	益		
純	利	益			
利	益				
益					

貸 借 対 照 表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,708,272	流 動 負 債	2,186,325
現 金 及 び 預 金	4,485,157	買 掛 金	501,118
受 取 手 形	7,194	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	404,648
売 掛 金	1,872,094	未 払 金	440,336
そ の 他	531,719	未 払 費 用	220,215
貸 倒 引 当 金	△187,892	未 払 法 人 税 等	181,153
固 定 資 産	871,520	賞 与 引 当 金	175,807
有 形 固 定 資 産	132,551	そ の 他	263,046
建 物 附 属 設 備	70,471	固 定 負 債	546,251
工 具 、 器 具 及 び 備 品	62,080	長 期 借 入 金	459,617
無 形 固 定 資 産	148,234	資 産 除 去 債 務	86,634
ソ フ ト ウ エ ア	124,293	負 債 合 計	2,732,577
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	22,262	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	1,677	株 主 資 本	4,846,256
投 資 そ の 他 の 資 産	590,734	資 本 金	1,371,572
投 資 有 価 証 券	67,680	資 本 剰 余 金	1,361,582
長 期 貸 付 金	500,000	資 本 準 備 金	1,361,582
関 係 会 社 株 式	53,196	利 益 剰 余 金	2,113,294
繰 延 税 金 資 産	130,670	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,113,294
そ の 他	339,187	繰 越 利 益 剰 余 金	2,113,294
貸 倒 引 当 金	△500,000	自 己 株 式	△192
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		新 株 予 約 権	959
資 産 合 計	7,579,793	純 資 産 合 計	4,847,216
		負 債 純 資 産 合 計	7,579,793

損 益 計 算 書

(2020年10月 1 日から)
(2021年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高	12,658,048	
売上原価	4,559,692	
売上総利益	8,098,356	
販売費及び一般管理費	6,731,249	
営業外収益	1,367,106	
受取利息	14,910	
投資事業組合運用益	16,137	
受取家賃	19,234	
為替差益	13,406	
有価証券売却益	37,306	
その他	28,895	129,890
営業外費用		
支払利息	6,565	
貸倒引当金繰入額	235,257	
雑損	123	241,946
経常利益	1,255,051	
特別利益		
固定資産売却益	1,800	1,800
特別損失		
関係会社株式評価損	65,242	
子会社整理損	8,469	73,712
税引前当期純利益	1,183,139	
法人税、住民税及び事業税	299,576	
法人税等調整額	48,606	348,182
当期純利益	834,956	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月15日

株式会社 S p e e e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S p e e e の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S p e e e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月15日

株式会社 S p e e e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S p e e e の2020年10月1日から2021年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月16日

株式会社Speee 監査役会
 常勤社外監査役 大 川 勝 廣 ㊞
 社 外 監 査 役 山 中 健 児 ㊞
 社 外 監 査 役 高 松 悟 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 商品メニュー・サービスの拡充に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行することに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするため、変更案のとおり、条文を変更するものであります。
- (4) 上述(1)から(3)の条文の新設・変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

下線は変更箇所を示しております。なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) <条文省略> (7) <u>不動産関連事業</u> <新 設>	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) <現行どおり> (7) <u>不動産の売買・賃貸及び仲介業</u> (8) <u>不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング</u>

現 行 定 款	変 更 案
(8) リフォーム関連事業 (9) 介護サービス関連事業 (10) 仮想通貨交換業務 (11) 人材関連事業 (12) ヘルスケア関連事業 <新 設> (13) 前各号に関連するコンサルティング (14) 前各号に附帯又は関連する一切の事業 <新 設> 第4条～第17条 <条文省略> 第18条 (取締役会の設置) <u>当社は取締役会を置く。</u> 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 <新 設>	(9) リフォーム関連事業 (10) 介護サービス関連事業 (11) 仮想通貨交換業務 (12) 人材関連事業 (13) ヘルスケア関連事業 (14) 貸金業 (15) 前各号に関連するコンサルティング (16) 前各号に附帯又は関連する一切の事業 第4条 (機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> 第5条～第18条 <現行どおり> <削 除> 第19条 (取締役の員数) <u>当社の取締役(監査等委員である者を除く。)</u>は、10名以内とする <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第20条 （取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <条文省略> 3. <条文省略> 第21条 （取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 <新 設> <新 設>	第20条 （取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2. <現行どおり> 3. <現行どおり> 第21条 （取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第22条 （代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. <条文省略> 3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役社長1名、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条～第24条 <条文省略> <新 設> 第25条 （取締役会の決議方法） <条文省略> 第26条 （取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第22条 （代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。 2. <現行どおり> 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>必要に応じて取締役社長1名、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条～第24条 <現行どおり> 第25条 （重要な業務執行の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第26条 （取締役会の決議方法） <現行どおり> 第27条 （取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
第27条 （取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。 第28条 （取締役会規程） ＜条文省略＞ 第29条 （取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第30条 （取締役の責任免除） ＜条文省略＞ 第5章 監査役及び監査役会 ＜新 設＞ ＜新 設＞	第28条 （取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。 第29条 （取締役会規程） ＜現行どおり＞ 第30条 （取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員</u>である取締役と<u>それ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第31条 （取締役の責任免除） ＜現行どおり＞ 第5章 監査等委員会 第32条 （常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる</u> 第33条 （監査等委員会の招集権者） <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<u>第34条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
<新 設>	<u>第35条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
<新 設>	<u>第36条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をする。</u>
<u>第31条 (監査役及び監査役会の設置)</u> <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u>	<削 除>
<u>第32条 (監査役の員数)</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<削 除>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<u>第33条 （監査役の選任）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することが</u> <u>できる株主の議決権の3分の1以上を</u> <u>有する株主が出席し、その議決権の過半数</u> <u>をもって行う。</u>	<削 除>
<u>第34条 （監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事</u> <u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u> <u>終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退</u> <u>任した監査役の任期の満了する時までとす</u> <u>る。</u>	<削 除>
<u>第35条 （常勤監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選</u> <u>定する。</u>	<削 除>
<u>第36条 （監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日</u> <u>の3日前までに発する。但し、緊急の場合に</u> <u>は、この期間を短縮することができる。</u>	<削 除>
<u>第37条 （監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場</u> <u>合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第38条 （監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	<削 除>
<u>第39条 （監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による</u>	<削 除>
<u>第40条 （報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削 除>
<u>第41条 （監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金二百万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
第42条 (会計監査人の設置及び員数) <u>当会社は、会計監査人を置く。</u> 第43条～第44条 <条文省略> 第45条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第46条 <条文省略> 第47条 (期末配当金) <u>当会社は、株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。</u> 第48条 (中間配当金) <u>当会社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u> 第49条 <条文省略>	<削 除> 第37条～第38条 <現行どおり> 第39条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第40条 <現行どおり> 第41条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議によって定めることができる。</u> 第42条 (剰余金の配当の基準日) <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>2. 当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 第43条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
＜新 設＞	第44条（監査役の責任免除に関する経過措置） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>第14期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u>
第50条 ＜条文省略＞	第45条 ＜現行どおり＞

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	おお つか ひで き 大 塚 英 樹 (1985年8月23日)	2008年3月 当社入社 2011年6月 当社代表取締役（現任）	2,800,700株
2	ひさ た てつ し 久 田 哲 史 (1984年9月4日)	2007年11月 当社設立 代表取締役 2011年6月 当社取締役 2018年2月 当社取締役データプラットフォーム事業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Datachain代表取締役	4,970,300株
3	わた なべ しやう じ 渡 邊 昌 司 (1981年1月14日)	2005年4月 株式会社アイレップ入社 2008年1月 株式会社シーエー・モバイル(現株式会社CAM)入社 2008年12月 当社入社 2009年3月 当社取締役 2018年4月 当社取締役医療・ヘルスケア事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ThinQ Healthcare代表取締役	775,300株
4	にし だ まさ たか 西 田 正 孝 (1979年7月30日)	2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年8月 株式会社ネオキャリア入社 2008年9月 SBIRobo株式会社入社 2009年4月 当社入社 2009年12月 当社取締役経営管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社Velocity取締役	25,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	た べ ち ま び み 田 口 政 実 (1972年4月3日)	1997年 4 月 株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコエンター テインメント）入社 2002年 5 月 株式会社エディア入社 2007年 3 月 同社 取締役事業本部長 2007年 5 月 韓国株式会社エディア・コリア （現韓国株式会社ナビクエスト）理事 2012年 5 月 株式会社エディア取締役副社長最高執行責任者 （COO） 2017年 8 月 当社取締役デジタルトランスフォーメーション事業 本部長（現任） （重要な兼職の状況）株式会社Velocity取締役	15,650株
6	は せ べ じゆん 長 谷 部 潤 (1965年11月9日)	1990年 4 月 大和証券株式会社入社 2000年 7 月 大和総研株式会社入社 2009年 8 月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式 会社）金融証券研究所転籍 2010年 7 月 株式会社コロプラ取締役 2019年 1 月 当社社外取締役（現任） 2020年 4 月 dely株式会社社外取締役（現任） 2020年11月 toridori Inc.社外取締役（現任） 2021年 1 月 株式会社RECEPTIONIST社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大塚英樹氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社バルーンが所有する株式数を含んでおります。
3. 久田哲史氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Printが所有する株式数を含んでおります。
4. 長谷部潤氏は、社外取締役候補者であります。就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年11ヶ月となります。
5. 長谷部潤氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社の取締役を務めた経験を有しており、豊富な知見から経営戦略を始めとした会社経営に関する助言・提言を期待したためであります。
6. 当社は、長谷部潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上で予め定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、長谷部潤氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、長谷部潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が取締役 に再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は事業報告13頁「(2) 会社役員の状況」に記載の通りです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」ならびに本議案の効力が生じますと、取締役9名のうち、4名が社外取締役となる予定です。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おお かわ かつ ひろ 大 川 勝 廣 (1950年4月20日)	1974年4月 榎山株式会社(現 株式会社オンワードホールディングス) 入社 1996年3月 株式会社インパクト二十一転籍 2002年5月 株式会社アクティ二十一（現ラルフローレン株式会社）監査役（現任） 2008年5月 株式会社パイプドビッツ（現パイプドHD株式会社）監査役 2009年9月 当社常勤監査役（現任） 2018年3月 株式会社Datachain 監査役（現任）	一株
2	やま なか けん じ 山 中 健 児 (1970年11月25日)	1998年4月 弁護士登録、石寄信憲法律事務所（現石寄・山中総合法律事務所）入所 2007年8月 同社パートナー就任 2009年9月 当社監査役（現任） 2013年1月 石寄・山中総合法律事務所代表パートナー就任（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	たか まつ さとる 高 松 悟 (1970年12月17日)	1994年 4 月 株式会社千趣会 入社 1998年10月 中央青山監査法人 (PwCあらた有限責任監査法人) 入所 2001年 2 月 新創税理士法人・新創監査法人・新創コンサルティング株式会社入社 2006年 2 月 野村證券株式会社入社 2007年 9 月 高松公認会計士・税理士事務所代表 (現任) 2016年 9 月 テモナ株式会社監査役 (現任) 2017年12月 当社監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大川勝廣氏、山中健児氏及び高松悟氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
- (1)大川勝廣氏は、事業会社における監査業務に関する豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言により、取締役会の機能が強化されることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2)山中健児氏は、パートナー弁護士として数々の企業経営法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しており、当社の経営への適切な監視、監督により、取締役会の機能が強化されることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3)高松悟氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な知識や他社における社外監査役として培われた幅広い知見を有しており、客観的かつ中立な立場での助言により、取締役会の機能が強化されることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、大川勝廣氏、山中健児氏及び高松悟氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上で予め定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。各氏が社外取締役として選任された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、大川勝廣氏、山中健児氏及び高松悟氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定め年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり可決されますと、引き続き取締役は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。なお、本議案は事業報告14頁に記載の当社における「個人別報酬等の額の決定に関する方針」に沿っており、当社の業績、取締役（監査等委員である取締役を除く。）役位、職責、在任年数、職責等に照らして、相当であると判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、上記方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額1億円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

× ₴

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H



交通ご案内

- | | |
|------------|--------------------|
| ●南北線 | 「六本木一丁目駅」西改札より直結 |
| ●日比谷線・大江戸線 | 「六本木駅」5番出口より徒歩6分 |
| ●銀座線・南北線 | 「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分 |

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策に配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力の程お願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様への、お土産のご用意はございません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。